

サラリーマン
の皆さん

年末調整のお知らせです！

サラリーマン（給与所得者）の方は、通常、その年最後の給料や賞与が支払われる際に、その年に支払われた給与や賞与から源泉徴収された所得税の合計額と、1年間の給与総額に対する年税額との過不足額の精算が行われるため、大部分の方が確定申告をする必要があります。

この精算手続きは、通常、年末に行われ「年末調整」と呼ばれています。この「年末調整」により所得税が納め過ぎの場合には還付され、不足の場合には徴収されることとなります。

ここでは、正しく年末調整が受けられるように注意していただきたい点についていくつかご説明します。

1・扶養控除等の申告

年末調整は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している方のうち、給与収入が2,000万円以下の方について行うことになっていますので、年末調整を受けるためには、扶養親族などがない場合でもこの申告書を必ず提出してください。

扶養親族とは生計を一にする配偶者や親族のうち、所得金額が38万円以下の人です（給与収入であれば103万円以下となります）。

▼今年、結婚や出産、就職などにより扶養親族などに異動があった場合で、まだ異動申告書を提出していない方は、年末調整に間に合うよう早めに提出してください。

2・配偶者特別控除の申告

配偶者特別控除は、生計を一にする配偶者（合計所得金額が38万円以上76万円未満の配偶者に限る）を有する場合、本人の所得金額から最高38万円（配偶者の合計所得金額に応じて控除額は変わります）を控除するものです。

年末調整により控除を受けるためには、「給与所得者の配偶者特別控除申告書（給与所得者の保険料控除申告書と兼用用紙）」を勤務先に提出しなければなりません。

▼控除を受けようとする所得者の合計所得金額が、1,000万円を超える場合など、一定の場合にはこの控除を受けることはできません。

▼配偶者が「配偶者控除」の対象となる場合は、「配偶者特別控除」の適用を受けることができませんのでご注意ください。

3・保険料控除等の申告

社会保険料と小規模企業共済等掛金はその全額を、生命保険料と地震保険料または旧長期損害保険料はその支払った額に応じて算出した金額を、それぞれ年末調整の際に所得金額から控除します。

この控除を受けるためには、「給与所得者の保険料控除申告書」を勤務先に提出する必要がありますが控除の種類や控除額などは、次のようになっています。

1. 社会保険料控除

本年中に支払った社会保険料の全額が控除されます。また、本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で、本人自身が支払ったものも控除できます。

なお、国民年金保険料および国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受けようとする場合には、支払った金額の多少にかかわらず保険料等を支払った旨を証する書類を申告書に添付することとなっていますのでご注意ください。

2. 小規模企業共済等掛金控除

独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第二種共済契約を除く）の掛金や、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金は支払金額の全額が控除されます。この控除を受けるためには証明書類を申告書

に添付することが必要です。

3. 生命保険料控除

本年中に生命保険契約等の保険料や掛金を支払った場合には、個人年金保険料（障害特約等が付されている契約は特約部分の保険料や掛金を除く）と一般の生命保険料とに区別し、それぞれの支払金額に応じて最高5万円（合計で10万円）が控除されます。

4. 地震保険料控除

①本人または生計を一にする親族の居住用家屋・生活用動産を保険または共済の目的とし、かつ、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料または掛金（以下「地震保険料」という）を支払った場合に、最高50,000円が「地震保険料控除」として本年分の給与所得金額から控除されます。

②経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」については、従前の損害保険料控除と、同様の金額の控除（最高15,000円）が適用されます。

③①と②を適用する場合には、控除額は合わせて最高50,000円となります。

④この控除を受けるためには、支払った金額の多少にかかわらず証明書類を申告書に添付することが必要です。

4・住宅借入金等特別控除の申告

給与所得者の方についての住宅借入金等の特別控除は、最初に控除を受ける年分については確定申告となりますが、その後の各年分は年末調整の際に控除を受けることができます。

年末調整で行う住宅借入金等特別控除は、各人から提出された「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」（その方の住所地の税務署長が発行したもの）及び「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（借入等を行った金融機関等が発行したもの）を添付し、年末調整の時までに勤務先へ提出す

る必要があります。

◎平成18年12月31日までに入居または平成21年1月1日以降に入居し、所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けられている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合には、一定額を限度として翌年度の町道民税（所得割）から控除します。

（注1）その年の合計所得金額が3,000万円を超える場合やその家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していないなどの場合、この控除を受けることはできません。

社会保険料

～年末調整・確定申告まで
大切に保管を！～

（国民年金保険料）控除証明書が発行されます。

- 国民年金保険料は所得税及び町・道民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。）
- この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。
年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付して下さい。
なお、10月1日から12月31日までの間に今年はいじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

要介護認定を 受けられている皆様へ

—— 〈障害者控除について〉 ——

介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けている65歳以上の方や、その方を扶養している方は、「障害者控除認定書」の交付を受けて年末調整の際に提出することにより、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、障害者控除を受けることができます。

障害者控除に該当すると思われる方については、申請により「障害者控除認定書」を交付いたしますので、下記問合先までご連絡ください。

なお、要介護認定を受けている方でも、介護度や認定日によっては「障害者控除認定書」の交付対象とならない場合がありますのでご注意ください。

認定書の交付

民生部保健福祉グループ

高齢者福祉担当（内線258・259）

この社会
あなたの税が
生きている

- 国税庁のホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>
- e-Tax 国税電子申告・納税システム <http://www.e-tax.nta.go.jp>
- 札幌国税局のホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/sapporo/>

■問合先 網走税務署（☎0152-43-2181）・役場課税担当（内線226・227）